

令和 4 (2022) 年 1 月 14 日

債権者各位

福島県郡山市方八町一丁目 1 番 3 9 号
株式会社ニラク
代表取締役社長 谷口 久徳

簡易吸収分割公告

当社は、令和 3 年 12 月 16 日開催の取締役会において、令和 4 年 2 月 16 日を効力発生日として、当社（甲）及びケーススペース株式会社（住所：埼玉県鴻巣市栄町 2 番 1 2 号、以下「乙」という。）は、乙を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、当社が乙の事業の内、
埼玉県行田市持田一丁目 4 番 4 3 号
店名：「スーパーイースペース行田店」
で行っている遊技場経営事業の権利義務を承継することになりましたので下記のとおり公告致します。

記

1. この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。
2. 最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

(甲) <http://www.niraku.co.jp>

(乙) 掲 載 紙 官 報

掲載の日付 令和 3 年 6 月 29 日

掲 載 頁 159 頁 (号外第 145 号)」

以上